

令和 6 年 3 月 19 日

各 位

岡山市北区平田 408-1
公益財団法人岡山県健康づくり財団

不適切な会計処理に関するお詫びとお知らせ

この度、当財団において不適切な会計処理を行っていたことが判明いたしました。

関係の皆さまには、公益法人としての信頼を損なう事態を生じさせたことをお詫び申し上げますとともに、深く反省し、信頼回復に向けて管理体制の一層の強化に努めてまいります。

本事案の主な内容につきましては下記のとおりであり、今後、新たな事実が判明した場合や、関係職員等への処分を行った場合には、別途お知らせいたします。

記

1. 経緯と概要

令和 5 年度当初に、財団附属病院経理担当者（以下「当該職員」という。）の親族の入院費未払いが発覚したことを発端として（当該未払金は支払い済です。）、病院特別会計の処理を内部調査したところ、同会計の令和 4 年度以前の決算処理等において、当該職員による不適切な処理があったこと、またこの不適切な処理を組織としてチェックできなかったことなどにより、次のとおり、入金の見込めない未収金が計上されていたことが判明しました。

①支払基金、国保連に対する、診療報酬再請求分の重複計上など（7,688 万円）

②貸方、借方の仕訳間違いなどによる会計帳簿の誤計上（3,538 万円）

③証拠書類と突合できていない未収金（3,525 万円）

なお、本事案において現在のところ、個人的利益を目的とした事実は、認められていません。

2. 原因と再発予防策

当該職員による不適切な会計処理が行われていましたが、病院内で会計業務が概ね完結する体制であったこと、会計処理を他職員がチェックする体制が不十分であったこと、当該職員の異動が長期間行われなかったことなどにより、組織として不適切な会計処理を発見できませんでした。

当面の再発防止策として、重複計上や誤計上を防ぐための複数職員による確認作業の徹底、医業未収金の毎月・年度末の残高管理の徹底などの未収金管理の厳格化に加え、本部会計とのシステムの統合や、財団事務決裁規程の改正などによる財団本部事務局の関与の強化、病院事務部の体制見直しなどによる組織全体でのチェック体制の強化を図るとともに、職員の能力向上のための研修の充実や、定期的な人事異動を含む適切な人事管理等を行ってまいります。

また、今後の調査により全容が明らかになり次第、更に有効な対策を検討してまいります。

3. 今後の対応

当該職員が関与した会計処理全般について、広範囲に調査を進め、前述 1 ③証拠書類と突合できていない未収金について、書類の残る平成 28 年度以降の保険請求、関係帳簿、預金通帳等を再確認・再照合し、原因の解明に努めます。

また、過大に計上された未収金は、公認会計士の指導を踏まえ、令和 5 年度決算において、前述 1 ①及び②については特別損失とし、③については原因究明を進めてまいりますが引当金を計上する方向で検討しており、その結果、現段階では約 1 億 4,700 万円の正味財産が減少する見込みとなっております。(参考：正味財産令和 4 年度期残高 2,047,849,959 円)

併せて、今後、本事案の詳細が判明次第、その内容を勘案し、当該職員等に対する処分について検討してまいります。

【お問い合わせ先】

E-mail zaidan@okakenko.jp

電話番号 086-246-6254 (代表) 担当：鈴木、矢島、中西

受付時間 9 時～17 時 (土日祝除く。)